

平成 30 年 2 月 20 日

花巻市長 上 田 東 一 様

花巻市市民参画・協働推進委員会  
委員長 佐 藤 良 介



「市政への市民参画ガイドライン」について（答申）

平成 29 年 9 月 1 日付け 29 花地づ第 72 号で諮問のありました「市政への市民参画ガイドライン」について、下記のとおり答申いたします。

記

「市政への市民参画ガイドライン」については、別紙のとおり一部表記の修正を行ったうえで、現行のとおりで妥当である旨答申いたします。

なお、ワークショップについてはその目的・参加者等により様々な手法が考えられるが、より効果的に市民参画を実施することが出来るよう、その成果をより積極的に対象の条例・計画等に生かすような取り扱いに配慮されるよう申し添えます。



## 別紙

### 表記の修正について

#### 「市政への市民参画ガイドライン」

#### Ⅲ 市政への市民参画のしくみ

#### 4 市民参画の方法

#### (5) 審議会その他の附属機関における委員の公募

修正前：法律又は条例によって設置され、市の執行機関の諮問等に基づき、知識や経験を生かして調査や審議を行う、審議会その他の附属機関の委員を公募し、審議する方法をいいます。  
(応募者がいない場合も含みます。)

修正後：法律又は条例によって設置され、市の執行機関の諮問等に基づき、知識や経験を生かして調査や審議を行う、審議会その他の附属機関の委員を公募し、審議する方法をいいます。

---

※ 削除する括弧書きの部分については、「市政への市民参画ガイドライン運用マニュアル」に記載する。

#### (6) 上記のほか適切と判断される方法

#### (参考例)

#### ア 関係団体等からの意見聴取

修正前：(5)で公募枠を設けていない場合、

修正後：審議会その他の附属機関で公募枠を設けていない場合、